EPAの概要と原産地規則

令和7年2月改訂

経済産業省原産地証明室

目次

（EPAの概要）

・EPA（経済連携協定）とは …… 2
・我が国のEPA取組状況 …… 4
・EPAを利用した場合のメリットの例 …… 5
・EPA活用事例 …… 6

（原産地規則）

・我が国の原産地証明制度 …… 7
・第三者証明制度 ～EPA利用のための第一種特定原産地証明書とは～ …… 9
・第一種特定原産地証明書の発給件数の推移 …… 10
・第一種特定原産地証明書の取得までの手順 …… 11
・認定輸出者自己証明制度（第二種特定原産地証明書） …… 20
・特定原産地証明書受給に関する留意事項 …… 21

EPA(経済連携協定)とは・・・①

○EPA＝ Economic Partnership Agreement は、

国や地域同士で「関税」、「サービス業を行う際の規制」、「投資を行う際の規制」、「出入国の制限」等の緩和を定める協定

自由貿易協定

（FTA ： Free Trade Agreement）

特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃する協定。

本資料のメインテーマ

- **関税の削減・撤廃**
- サービスへの外資規制撤廃

など

経済連携協定

（EPA ： Economic Partnership Agreement）

自由貿易協定を柱に、ヒト、モノ、カネの移動の自由化、円滑化を図り、幅広い経済関係の強化を図る協定。

- 人的交流の拡大
- 各分野での協力
- 投資規制撤廃、投資ルールの整備
- 知的財産制度、競争政策の調和

など

EPA(経済連携協定)とは・・・② ～WTOとEPA/FTAの関係～

○WTOは、ラウンド交渉を通じて等しく貿易障壁（関税など）の削減・撤廃を目指す。
○EPAやFTAにより、締約国間のみで更に自由化を行うことが可能。

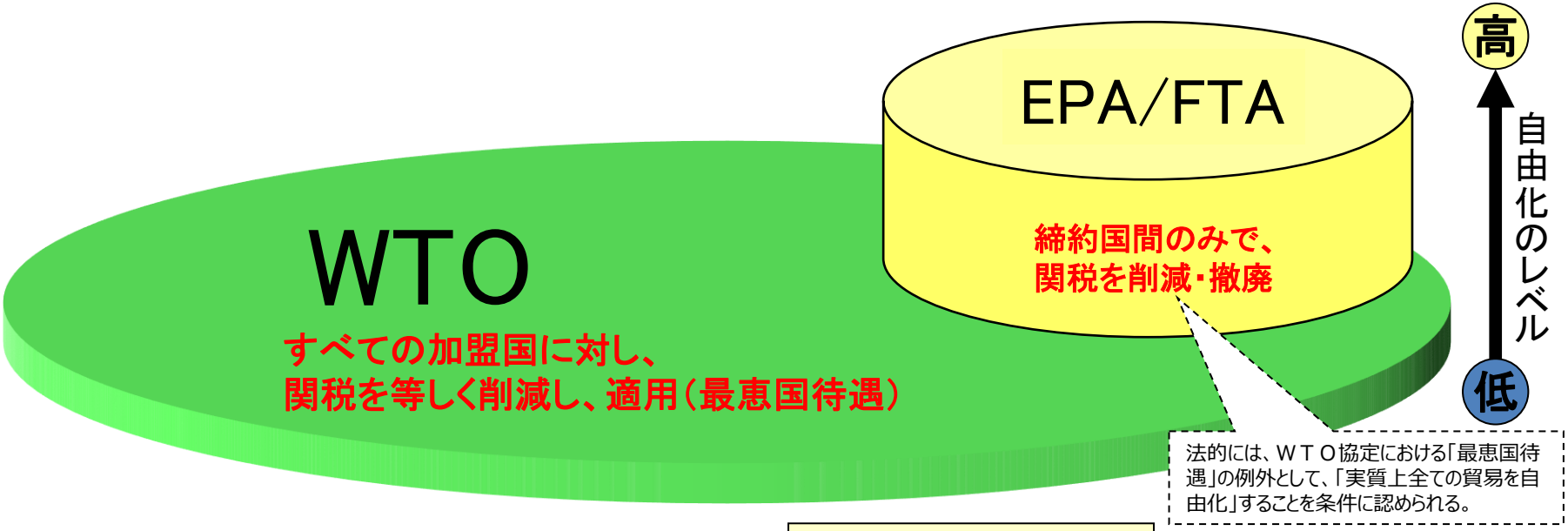

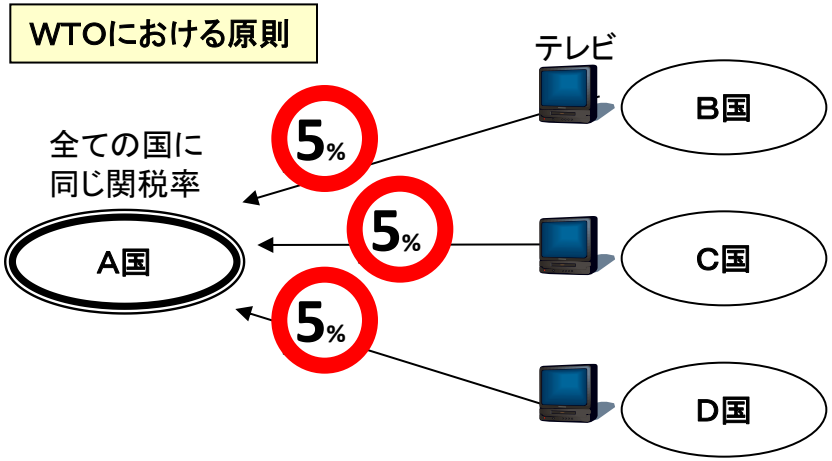

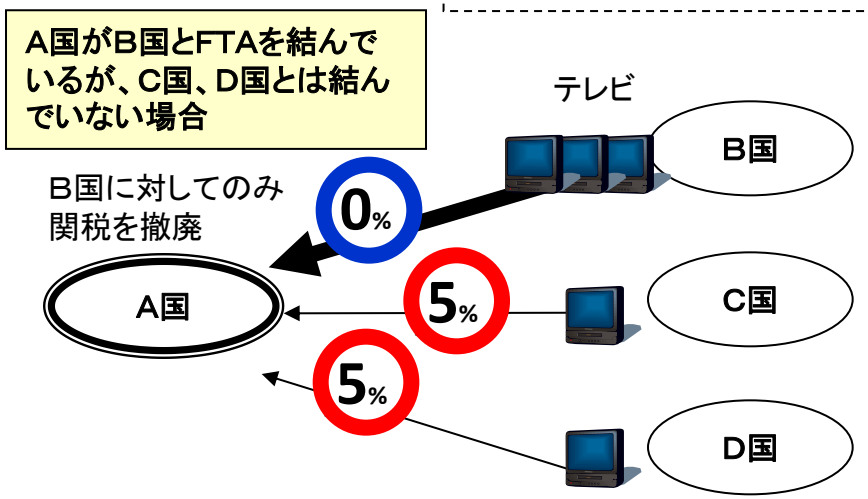

我が国のEPA取組状況

●発効済み（16か国4地域）：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、CPTPP、日EU、日米貿易協定、日英、RCEP

●交渉中等（6か国2地域）：日中韓、コロンビア、トルコ、バングラデシュ、UAE 、GCC（湾岸協力理事会）
（※以下、交渉延期中または中断中）カナダ、韓国

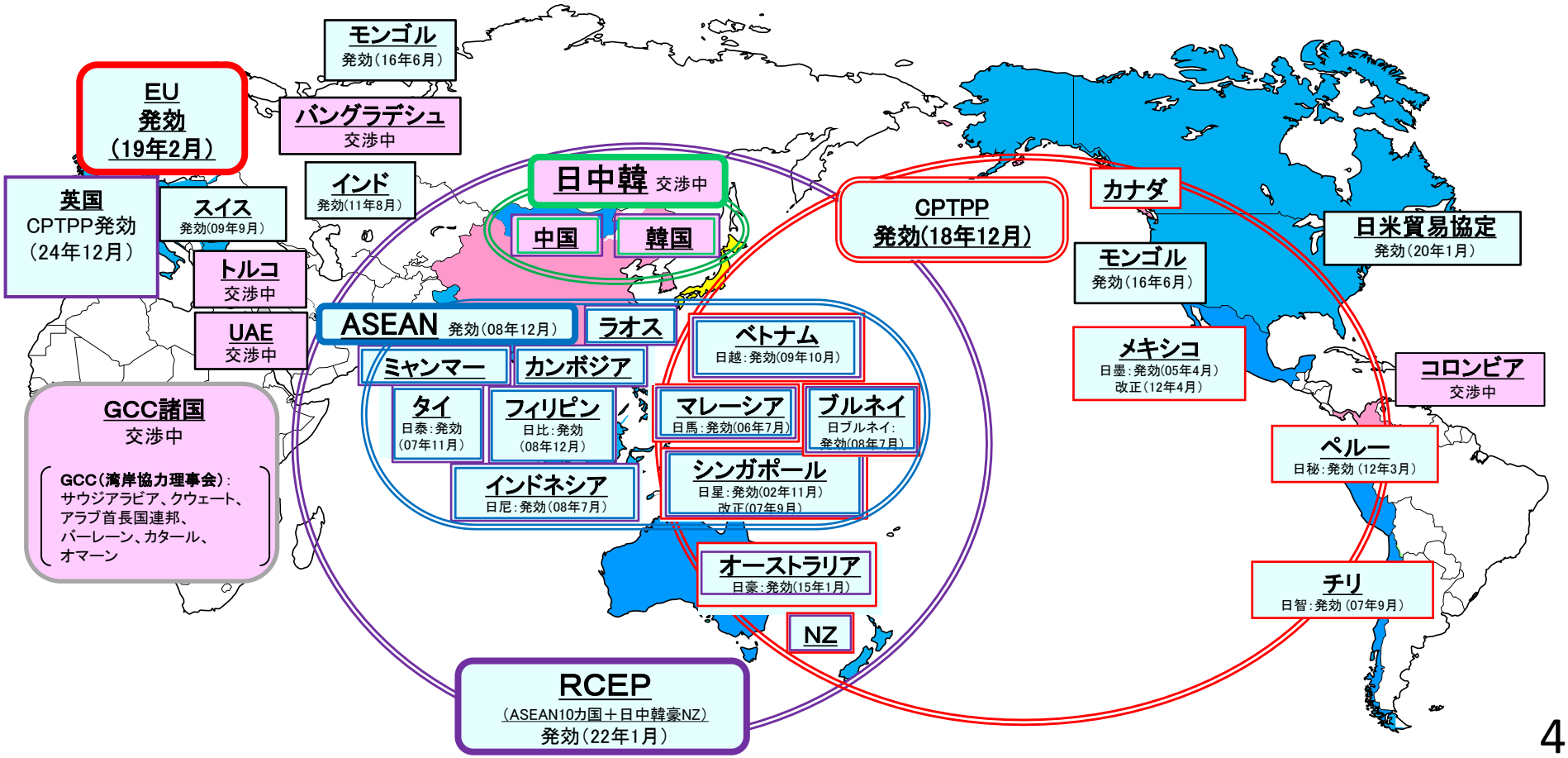

EPAを利用した場合のメリットの例

〇EPAを利用することにより、関税面で、通常より有利な条件で貿易することが可能。

〇EPAを利用した場合、低い税率が適用される品目例

輸出先	商品例	通常の税率（MFN税率）	EPA税率（2012年時）
メキシコ	HS9004.10（サングラス） HS3926.10（事務用品及び学用品）	10% 15%	0% 0%
マレーシア	HS8483.60（クラッチ及び継手） HS0808.10（りんご）	5% 5%	0% 0%
チリ	HS4016.94（防舷材※緩衝材） HS9603.21（歯ブラシ）	6% 6%	0% 0%
タイ	HS8423.30（重量測定機器） HS9608.10（ボールペン）	5% 5%	0% 0%
インドネシア	HS8483.40（歯車及び歯車伝動機等） HS9025.80（温湿度計）	5% 5%	0% 0%
フィリピン	HS2933.61（メラミン） HS8112.92（インジウム）	3% 3%	0% 0%

EPA活用事例

海外に事業所を持っているメーカーA社の場合

→ <u>社内取引により関税削減のメリットを直接享受</u>

メキシコで飲料を生産、販売している飲料メーカーA社は、各種原材料をEPAを利用してメキシコへ輸出し、EPAを利用しない場合と比較し、約1,500万円の関税の削減効果があった。

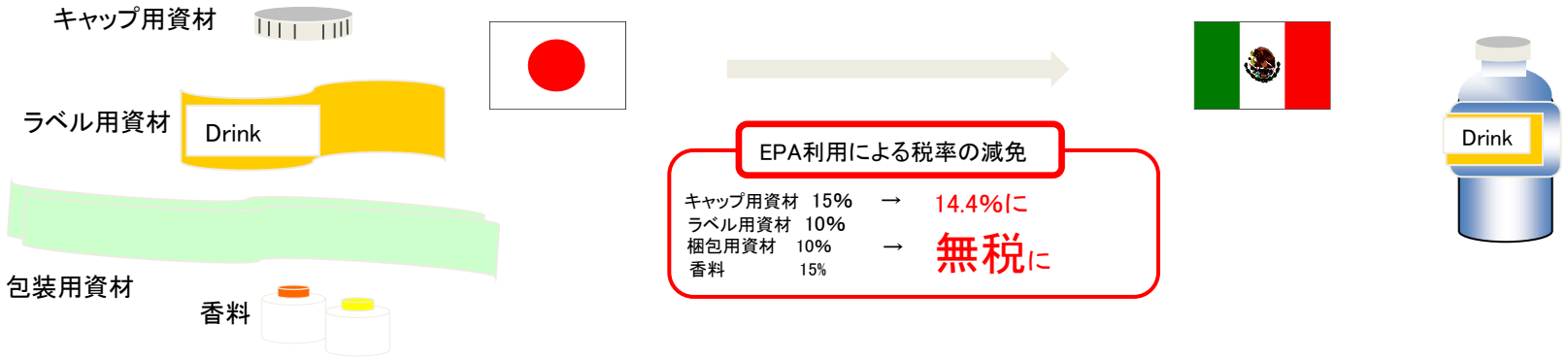

その他の活用事例

●日本国内で生産、輸出しているメーカー企業 → <u>価格競争によるシェアの拡大</u>

（B社） 関税の削減効果により小売価格が下がれば、現地シェアや輸出量も増えるので、そういった間接的メリットもあることからEPAを利用している。

●日本国内で生産し、商社を通して輸出しているメーカー企業 → <u>価格競争によるシェアの拡大</u>

（C社） 商社への販売価格は変わらないので直接のメリットはないが、中国企業等競合他社もあり、EPA利用はシェアを守るためのツールとなっている。

●日本から海外に輸出している小売り企業 → <u>関税削減のメリットを輸入者と分配</u>

（D社） 関税が30%下がったとした場合、20%分は販売価格に反映、10%分は関税メリットとして自分たちが享受するような形にしている。

我が国の原産地証明制度･･･①

第三者証明
（第一種特定原産地証明書）

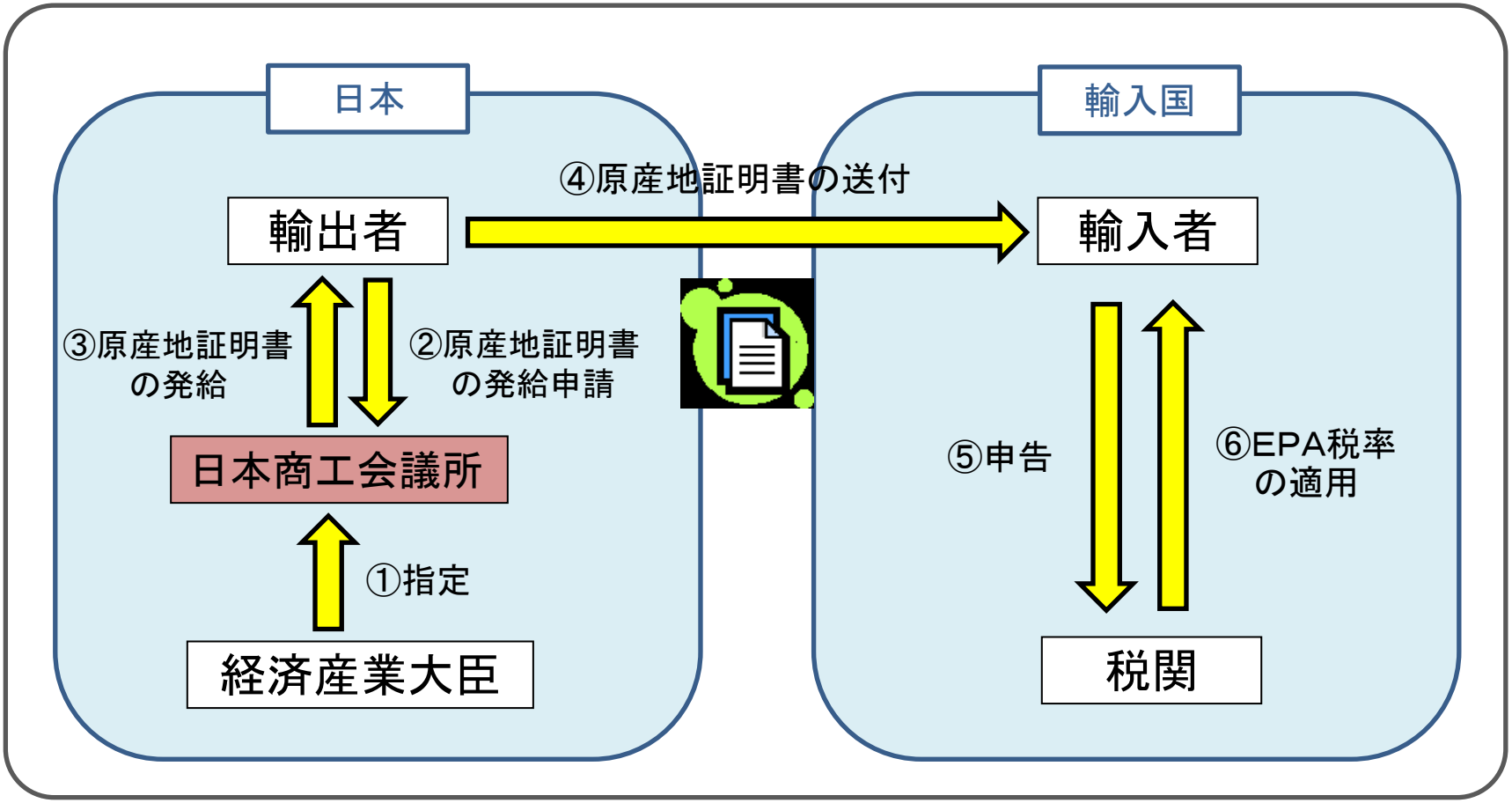

※日シンガポール協定については、日本商工会議所ではなく、全国各地の商工会議所が特定原産地証明書を発給する。

我が国の原産地証明制度・・・②

「認定輸出者」による自己証明
（第二種特定原産地証明書）

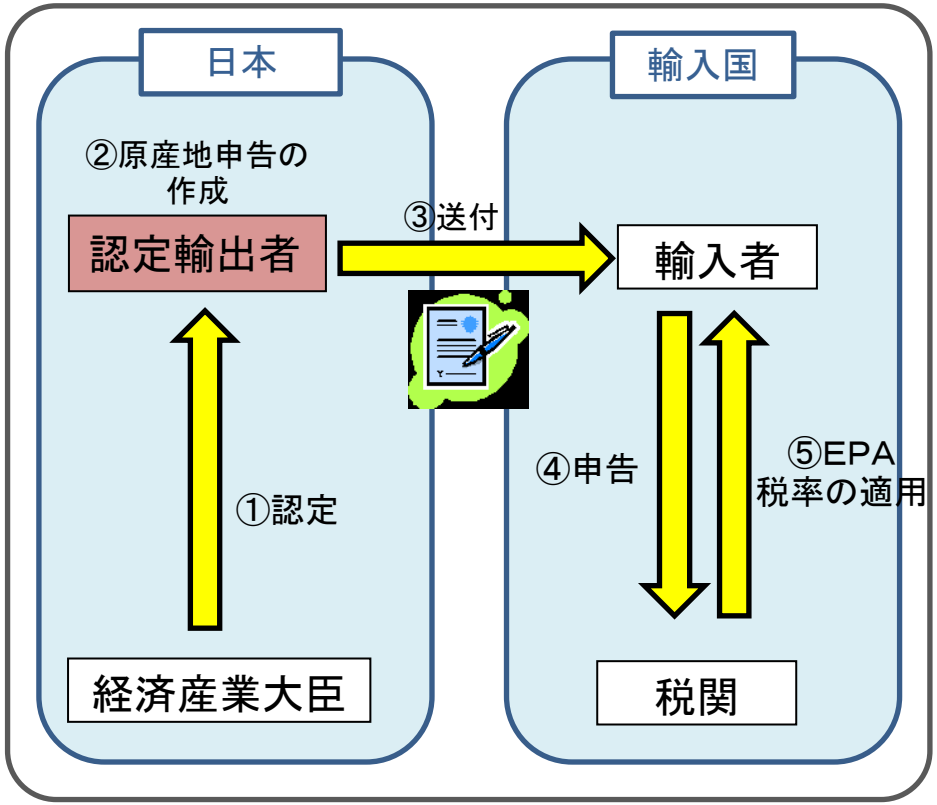

自己証明/自己申告制度
（原産品申告書）

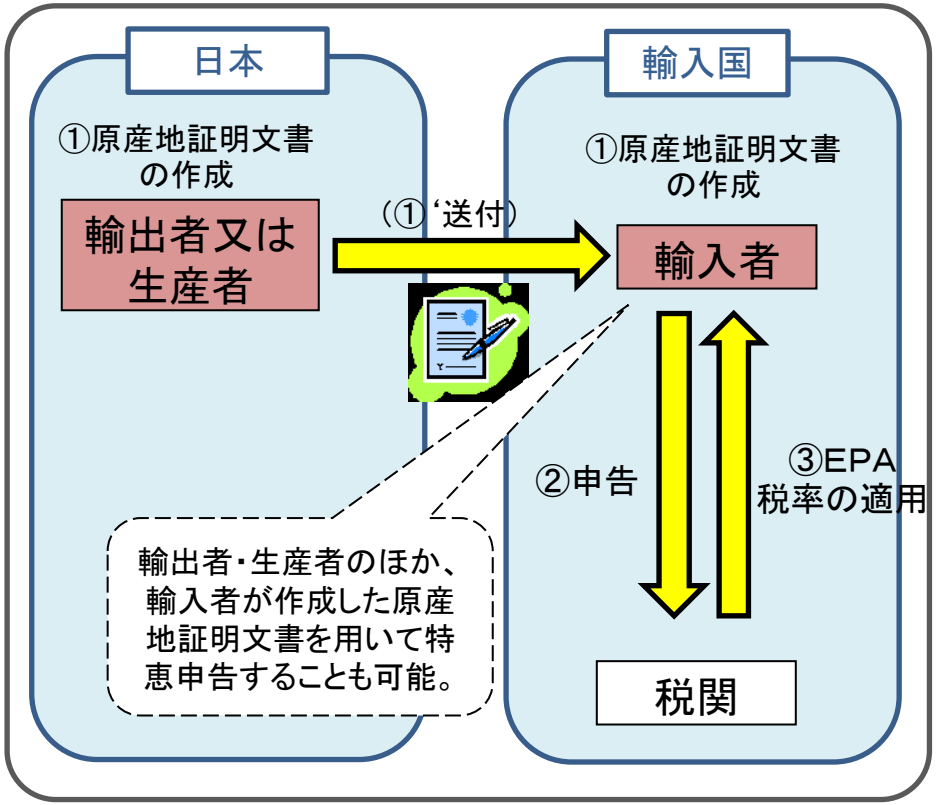

※利用可能協定：
①日スイス協定、②日ペルー協定、
③日メキシコ協定、④RCEP協定

※輸出者・生産者・輸入者自己申告利用可能協定：
①日豪協定、②CPTPP、
③日EU協定、④日英協定
⑤RCEP協定（オーストラリア・ニュージーランド・韓国のみ）
※日米貿易協定は、輸入者自己申告利用のみ

第三者証明制度
～ＥＰＡ利用のための第一種特定原産地証明書とは～

○ 関税削減・撤廃対象となる産品について、EPA相手国内で一定の基準の下で生産・加工されたことが証明された場合に限り、第一種特定原産地証明書が取得可能。

○ 我が国では、輸出者の申請に応じ、日本商工会議所が第一種特定原産地証明書を発給。輸出者から受領した輸入者が輸入通関時に提出することにより、関税が撤廃又は削減される。

特定原産地証明書の例（日タイEPA）

輸出者

輸入者

船積日等

輸出産品名

輸出数量

インボイスの番号、日付

発給機関の印章等

1.Exporter's Name, Address and Country:
YAMAUCHI
1-1, 1-chome, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0001

Reference No.
080035007270101904

Number of page
1 / 1

2.Importer's or Consignee's Name, Address and Country:
abc
,THAILAND

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP

CERTIFICATE OF ORIGIN

Issued in Japan

3.Means of transport and route
Departure Date: June 1,2008
Port of Discharge: bbb
Name of loading point: aaa

Name of Vessel/Flight number: ccc

4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number	5.Preference criterion	6.Quantity or gross weight	7.Invoice number and date
1) : snack:210690	PS DWI	100 abc	1234567 February 1, 2008

9.Declaration by the exporter:

I, the undersigned, declare that:
- the above details and statement are true and accurate.
- the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate;
- the country of origin of the good(s) described above is Japan.

Place and Date: Osaka,May 23,2008

Signature:

Name(printed): taro yamauchi

Company: YAMAUCHI

10.Certification

It is hereby certified, on the basis of control carried out,that the declaration by exporter is correct.

Competent governmental authority or Designee office:

The Japan Chamber of Commerce and Industry

Stamp:

Place and Date: Osaka,May 23,2008

Signature:

日商 次郎

ここで言う「原産地証明書」とは、EPA適用のためのものであり、輸入国側の要請により求められる、いわゆる「非特恵原産地証明書」とは異なる。

第一種特定原産地証明書の発給件数の推移

※最新のデータは[こちら]

〇新協定の追加などを背景に発給件数が増加してきた。
〇2024年12月時点の発給件数は年約45万件。
〇RCEP・タイ・インド・インドネシア向けの発給が多い。

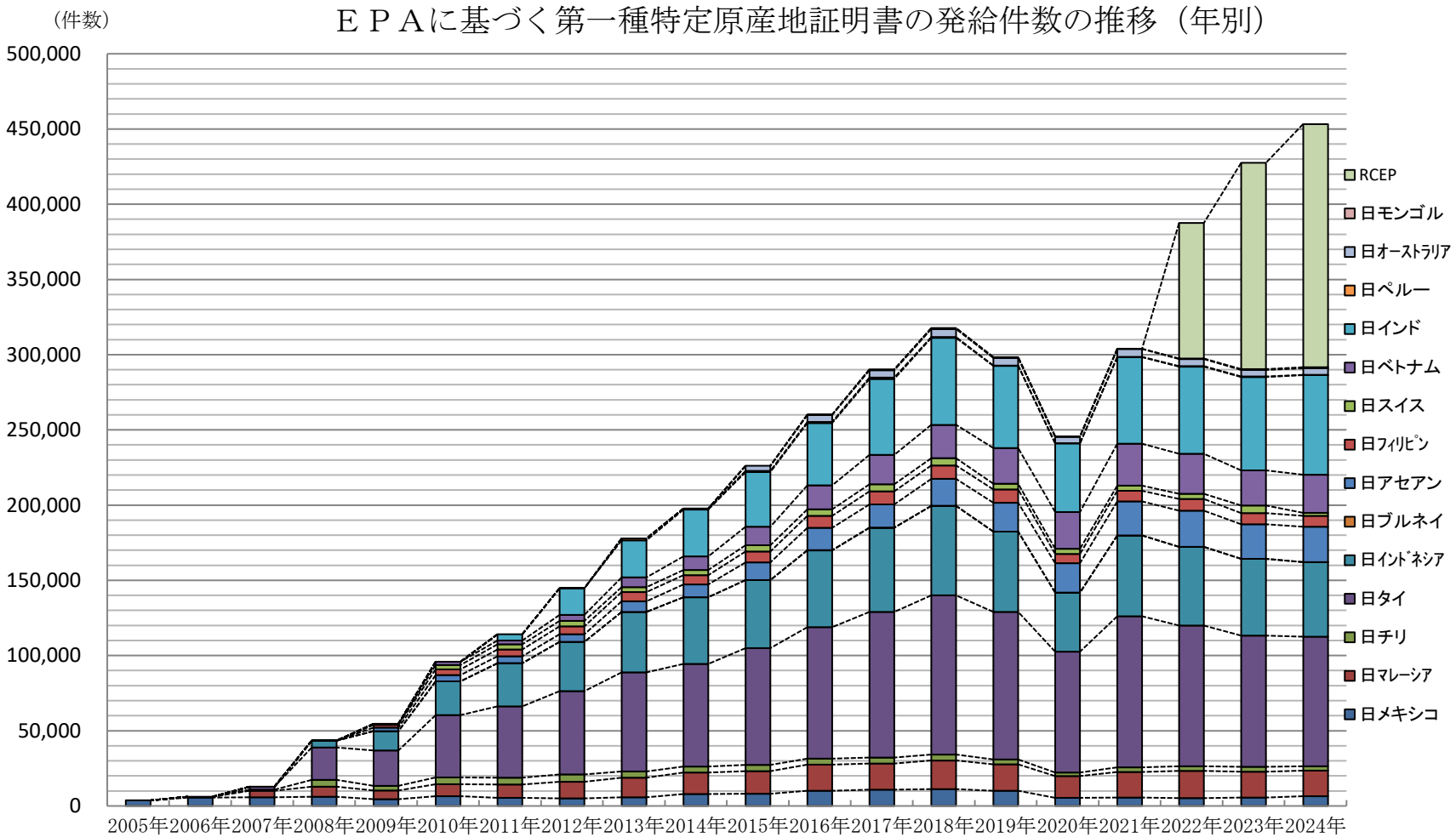

第一種特定原産地証明書の取得までの手順

STEP1

輸出産品のHSコードの確認

・HSコードの正確な確認のため、輸入者（場合によっては、輸入締約国税関）にも照会。
・RCEPはHS2022、日タイEPA、日アセアンEPA、日インドネシアEPAはHS2017、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAはHS2012、日スイスEPA、日ベトナムEPA 、日インドEPA、日ペルーEPAはHS2007、その他のEPAはHS2002を使用。

STEP2

EPA税率の確認

・EPA税率は、各協定の「品目別関税撤廃スケジュール（譲許表）」やJETROの「世界各国の関税率」で確認。
・通常の関税率より有利なのか確認。

STEP3

輸出産品の原産地規則の確認

・輸出産品が、原産品となるために満たす必要がある原産地規則を確認。
・原産地規則は、各協定の「原産地規則章」や「品目別規則」で確認。

STEP4

輸出産品の原産性の確認

・『原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示』（経済産業省）を参照。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

ここまで確認が終わったら

日本商工会議所への判定依頼の後、証明書発給申請

Step 1　輸出産品のＨＳコードの確認
～HSコード（関税番号）とは～

HSコード（関税番号）とは、全ての貿易品目の分類に用いられる世界的に統一された番号

原産品判定のためには、まず輸出産品のHSコードの確認が必要です　！

●HSコード（関税番号）とは●

一番大きい分類は、世界共通で2桁のコードで**1～97類**まで存在。

HS：85類（電子機器及びその部分品）

HS：8501（電動機）
HS：8502（発電機）
HS：8503（部分品）
HS：8504（トランスフォーマー）
⋮

HS：8544（電気絶縁をした線、ケーブル）

6桁までは全世界共通のコードが使用されます。

HS：8544.11（銅の巻線）
HS：8544.19（その他の巻線）
HS：8544.20（同軸ケーブル）
⋮

HS：8544.60（その他の電子導体）

一番細かい分類の桁数は、国によって異なる。
日本では9桁が最も細かい分類を表す。

HS：8544.60.010（自動車用）
HS：8544.60.090（その他用途）

2桁（類）　4桁（項）　6桁（号）

HSコードが細かくなるにつれ、品目が特定されます。

Step２ EPA税率の確認
～譲許表の記載例～

○譲許表とは、個別品目の関税撤廃・削減の方法及びスケジュールについて規定された表のこと。

【 日インドネシア協定（インドネシア側譲許表）の一例 】

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number	Description of Goods	Base Rate	Category	Notes
94.01	Seats (other than those of heading 94.02), whether or not convertible into beds, and parts thereof.			
9401.10.00.00	– Seats of a kind used for aircraft		A	
9401.20.00.00	– Seats of a kind used for motor vehicles		A	
9401.30.00.00	– Swivel seats with variable height adjustment	15%	B10	
9401.40.00.00	– Seats other than garden seats or camping equipment, convertible into beds	15%	B15	
⋮	⋮			
9401.90	– Parts	10%		
	– – Of aircraft seats:			
9401.90.11.00	– – – of plastics		A	

➢Column1 ⇒ 品目コード

➢Column2 ⇒ 品目名

➢Column3 ⇒ 基準税率
：関税の引下げが開始される基準となる税率を表示。

➢Column4 ⇒ 区分
：関税の引下げ・撤廃の区分（方式）を記号で表示。

➢Column5 ⇒ 注釈
：「4.区分」の記号が示す内容の注釈（補足）を数字で表示。

【 関税削減記号の意味 】

➢「A」とは、即時撤廃（協定発効時に関税撤廃）

➢「Bn」とは、関税率が毎年段階的・均等に引下げられ、n年後に0%になるという意味。

：毎回の関税削減幅は「基準税率○%÷（n+1回）」となり、上記の例でいうと、
「B10」の場合、協定発効時に13.6%、2年目に12.3%、3年目に10.9%、・・・、10年目に1.4%、11年目に0%となる。
「B15」の場合、協定発効時に14.1%、2年目に13.1%、3年目に12.2%、・・・、15年目に0.9%、16年目に0%となる。

（備考1：日インドネシア協定におけるインドネシア側の関税削減日は、1年目は協定発効日、2年目以降は、毎年1月1日。備考2：計算結果が割り切れない場合は小数点第2位を四捨五入。）

➢「X」とは、除外品目（関税撤廃等の譲許なし）

Step 2 EPA税率の確認
～「世界各国の関税率」について～

■ ジェトロの「世界各国の関税率」: https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/

○日本国内居住者の方は上記URLからアクセスいただければどなたでも、無料で御利用いただけます。
○ユーザー登録をいただき、IDとパスワードを取得ください。取得後は以下のサイトから閲覧可能です。
http://www.worldtariff.com/

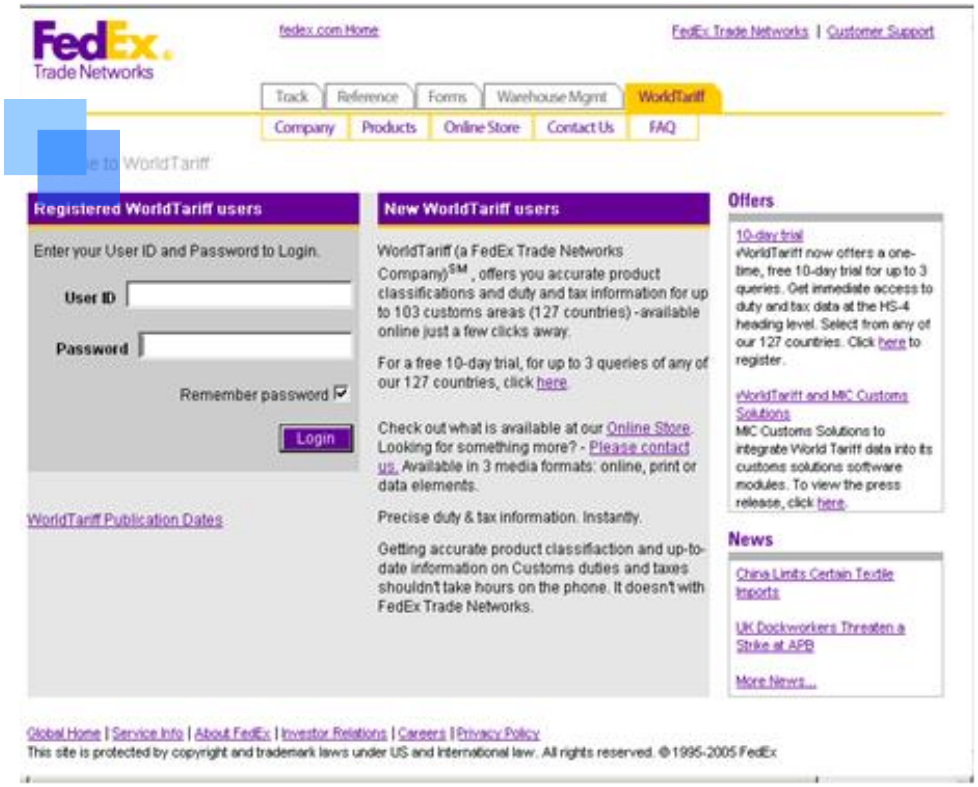

出所：WorldTariff website

出所：JETRO資料から抜粋

Copyright (C) 2011 JETRO. All rights reserved.

Step３ 輸出産品の原産地規則の確認
～協定の原産地規則（品目別規則）の記載例～

【日アセアン包括協定の例】

第九四類			
	九四・〇一		
		九四〇一・一〇	
		航空機に使用する種類の腰掛け	
		RVC四十パーセント 又は CTSH	

【関税率表番号】

【品名】

【品目別規則】

【 品目別規則の読み方 】

例えば、輸出する最終産品の該当する関税番号が9401.10（航空機に使用する種類の腰掛け）である場合、適用される原産地規則は、

＝ **付加価値基準**

又は

＝ **関税分類番号変更基準**

のどちらかを満たせば、原産品となるという意味。

他方、日アセアン協定・日ベトナム協定・日スイス協定・日インド協定の場合、全ての産品の関税番号とそれに対応する品目別規則が記載されているわけではない。
輸出する産品が品目別規則に記載されていない場合には、「一般規則」が適用されることになる。

（例）日アセアン包括協定の「一般規則」
『**RVC 40%又はCTH**』

Step３ 輸出産品の原産地規則の確認
～原産品の考え方～

【原産品の主な種類】
※協定ごとに異なるので、利用する協定を確認のこと。

種類	概要	イメージ
（1）完全生産品	一つの締約国内で原材料レベルから全て生産・成育・採取された産品。典型例は農水産品（動植物・魚介類等）、鉱物資源。	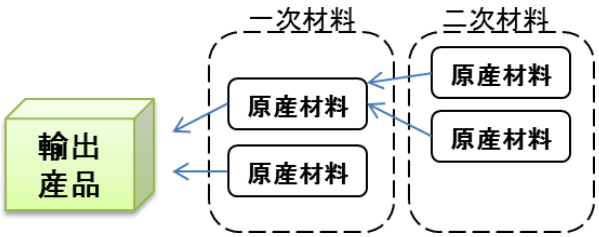
（2）原産材料のみから生産される産品	全ての一次材料がEPA締約国内の原産品である産品（二次材料には非原産材料が入っていてもよい）。	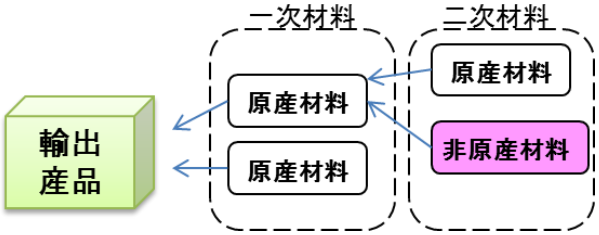
（3）非原産材料を使用して生産される産品	非原産材料を一部又は全部用いて生産した産品であって、当該材料について協定の品目別規則等を満たす産品。	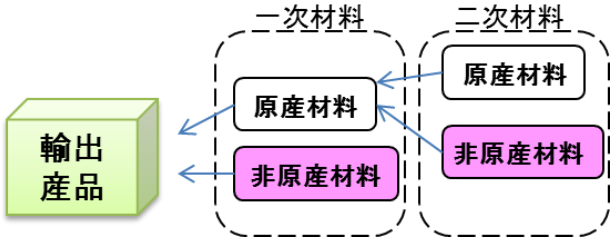

Step３　輸出産品の原産地規則の確認
～原産品であることを判断する基準～

○「非原産材料を使用して生産される産品」が原産品であるか否かの基準（品目別規則）は、EPA・品目ごとに規定。

○原産地証明書は、輸出品がこの基準を満たしている場合に発給。

主な基準の種類は、以下のとおり。　単に「made in Japan」というだけでは「原産品」とはならない。

	概　要	適用される産品例
■関税分類変更基準	完成品のHSコードと非原産材料・部品のHSコードが異なれば、原産品とするもの。	鉱工業品 鉱工業品の場合、付加価値基準又は関税分類番号変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが一般的。
■付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率（例:40%）以上となる場合に、原産品とするもの。	
■加工工程基準	各製品の、重要と認められた製造作業又は技術的な加工作業を例示し、その加工作業が行われたことをもって、原産品とするもの。	化学品（化学反応工程）など

関税分類変更基準（CTC(Change in Tariff Classification)ルール）の例

①CC：Change in Chapter（類変更）
　関税番号の上2桁（類）ベースでの変更が生じていれば特定原産品とされるルール
②CTH：Change in Tariff Heading（項変更）
　関税番号の上4桁（項）ベースでの変更が生じていれば特定原産品とされるルール
③CTSH：Change in Sub Tariff Heading（号変更）
　関税番号の上6桁（号）ベースでの変更が生じていれば特定原産品とされるルール

<例> 毛糸(HS 51．07)：関税分類変更基準

原産地規則：51．06－51．10
　『第51．06項から第51．10項までの各項の産品への第51．06項から第51．10項まで以外の項の材料からの変更。』

第三国から輸入した羊毛：HS 51．05
CTH（項変更）→ 毛糸：HS 51．07 → 特定原産品

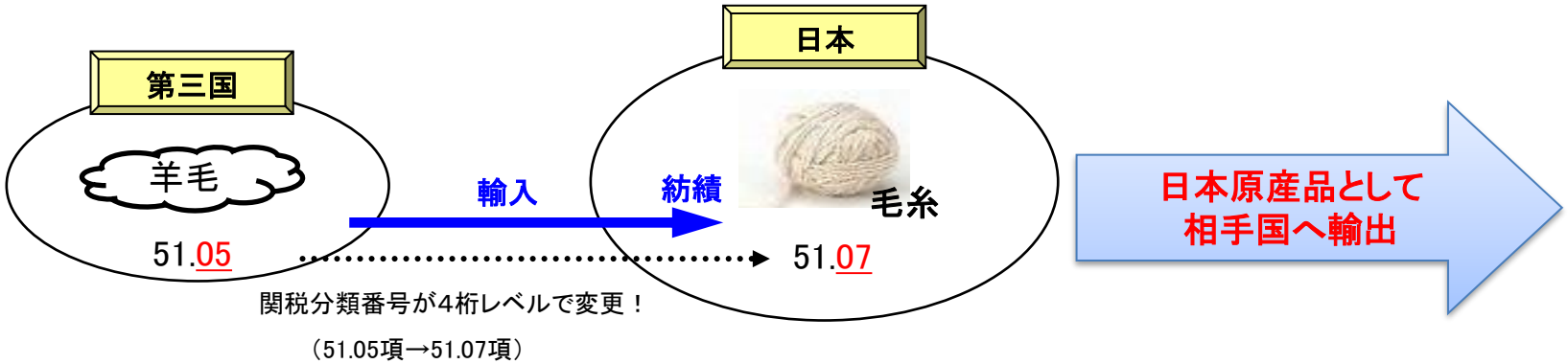

「輸出産品」と「使用材料」とのHS番号を比較し、協定で求める桁数レベルでHS番号が変更していれば、原産品といえるだけの十分な加工が行われたとみなす考え方。

付加価値基準（VA(Value Added)ルール）の例

<例> 乗用車(HS 8703.24) : 付加価値基準

（注） は原産品・原産材料 は非原産材料

原産地規則:

『原産資格割合が40パーセント以上であること。』

原産資格割合 ＝（ F.O.B.価額－非原産材料の価額）/（ F.O.B.価額）
＝（$20,000 － $3,000）/ $20,000
＝ 85% ＞40%

特定原産品

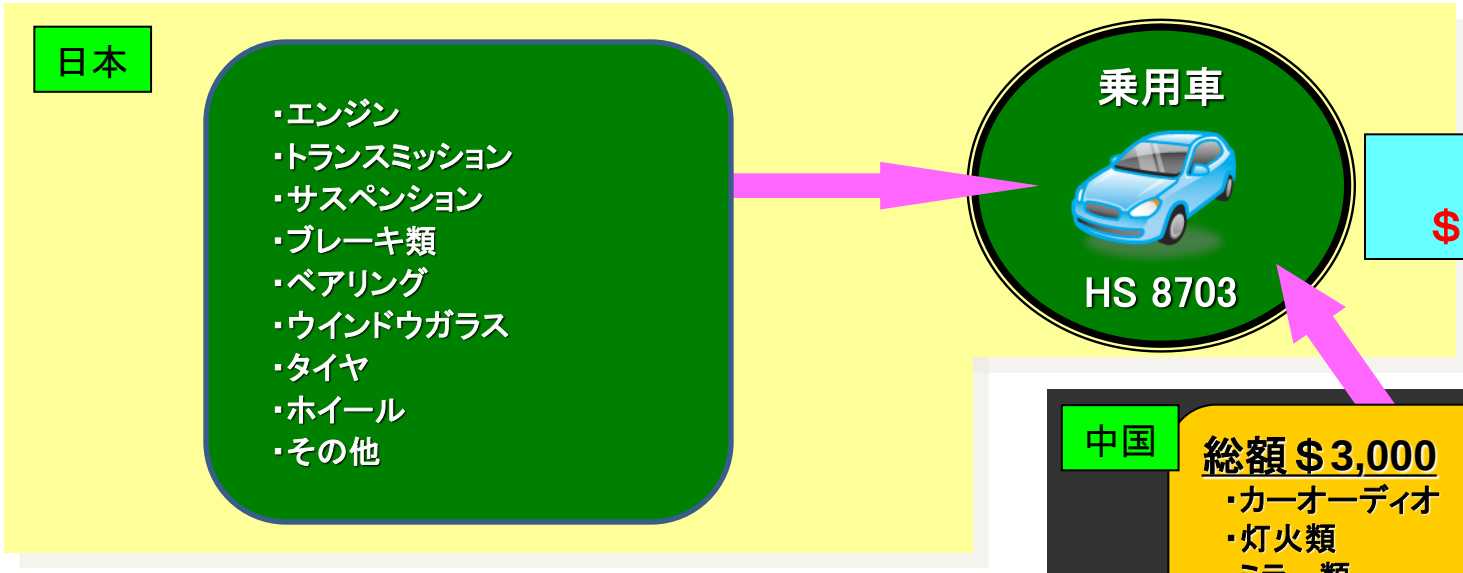

輸出製品のFOB価格に対して、①非原産材料価格額分を引いた金額または②原産材料価格額やその他非材料費の合計（付加価値）の割合が、協定で求める一定割合以上であれば原産品であるとする考え方。

認定輸出者自己証明制度（第二種特定原産地証明書）

〇スイス、ペルー、メキシコ及びRCEP向け輸出には、認定輸出者制度が利用可能。
〇原産地証明書を自ら作成できるため、発給コスト、リードタイムが大幅に軽減。

経済産業大臣の認定を受けるための要件は、3つだけ！

①EPA利用実績

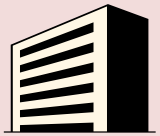

発給事務所

EPAの原産地証明書の発給を定期的に受けていること
（おおむね半年で8回以上）

②社内責任者等の配置

統括責任者

社内の原産地証明書作成業務全体を総括管理

法令業務責任者

書類の管理、帳簿の記載、変更の届出等の的確な実施

原産地証明書作成担当者

原産地証明書の作成（EPA実務経験の必要あり）

※これら三者を一人の社員が兼ねることもできます

③連絡体制の構築

経済産業大臣（原産地証明室）との連絡体制、生産者との連絡体制（協力体制）の整備

お問合せは経済産業省原産地証明室（bzl-gensanti-syoumei@meti.go.jp）まで。

詳細については、経済産業省のウェブサイト（ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html ）も御覧ください。

特定原産地証明書受給に関する留意事項・・・①

関係法令
〇経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律
〇経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令
〇経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則

産品の判定依頼者・特定原産地証明書受給者に対する法律上の義務（例）

・特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったことの通知
・日商に提出した資料に誤りがあったことによって、特定原産地証明書の記載に誤りが生じたことの通知
・特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する各種資料の保存

産品の判定依頼者・特定原産地証明書受給者に対する法律上の罰則（例）

・特定原産地証明書の発給を受けるに当たり虚偽の発給申請書又は虚偽の資料を提出した発給申請者・・・30万円以下の罰金
・特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、速やかに通知をしなかったとき・・・30万円以下の罰金

特定原産地証明書受給に関する留意事項・・・②

輸入国からの確認（検認）要請

輸入国政府は、以下の要請ができます。

①特定原産地証明書の発給を受けて輸出された物品が、原産品かどうかの情報提供
②輸出者、生産者の施設への訪問

事業者等への立入検査・実地検査等

経済産業省は、法令に基づき以下の検査を行うことがあります。

①認定輸出者に対する立入検査（法第7条の12第１項）
②指定発給機関に対する立入検査（法第23条第１項）
③証明書受給者若しくは特定証明資料提出者に対する実地検査（法第26条第１項等）
④特定第一種原産品誓約書交付者に対する実地検査（法第26条第２項）
⑤第二種原産品誓約書交付者に対する実地検査（法第30条第４項）

※場合により、オンラインによるリモート方式により実施。

日頃から、原産性の確認、資料の保存をしっかり行っておきましょう。

以下の資料では、検認や取消しの事例とともに留意すべき事項などをまとめていますので、御確認ください。
・経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明書（第三者証明制度）への検認について
・経済連携協定（EPA）原産地証明書の利用における留意事項について

お問合せ先

EPA相談デスク

https://epa-info.go.jp/

メール相談

ＥＰＡの利用をお助けする相談窓口です。
ＥＰＡに関する疑問や質問などございましたらお気軽に御相談ください。
ウェブサイトでは、初心者ガイドなどのわかりやすい資料や動画など、
学習コンテンツも御用意しておりますのでぜひ御活用ください。

JETRO ＥＰＡ相談窓口

https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html

ジェトロでは、ＥＰＡ活用に関する御相談を受け付けています。

電話相談

本部（東京）	：03-3582-4943	大阪本部	：06-4705-8606
ジェトロ北海道	：011-261-7434	ジェトロ広島	：082-535-2511
ジェトロ仙台	：022-223-7484	ジェトロ香川	：087-851-9407
		ジェトロ福岡	：092-471-5635

ＥＰＡ利用に必要な書類を簡単かつ効率的に作成できる「原産地証明ナビ」も提供しています。
https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/navi/

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/

企業登録や発給システムに関するお問合せは、日本商工会議所　国際部まで
メール：tokuteico@jcci.or.jp　　電　話：03-3283-7850

判定依頼・発給申請済みの個別内容については、申請先の各事務所まで
事務所一覧：https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html